民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

２）四国地方整備局における「一般土木工事」における一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記１）の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記１）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

４）当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、令和５年６月14日において次の要件を満たすものとする。

１）平成20年度以降に元請けとして、以下に示す工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。）。

・鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋台又は橋脚の天端（上端）までの高さ）30ｍ以上の工事の施工実績を有すること。（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

２）建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

３）建設業法の土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　７⑴１）の認定（７⑴１）の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、７⑴１）の認定を受けていない構成員が７⑴１）の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、７⑴１）の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに７⑴１）の認定を受けていないとき並びに当該認定を受けたものの認定の際に算定した経営事項評価点数が７⑴２）の条件に満たないとき又は７⑴１）の一般競争参加資格がないとの認定（７⑴１）の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

また、当該工事の開札の時までに、構成員が７⑴１）の認定を受けるための審査並びに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。

ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「令和５－６年度山鳥坂ダム新入船橋橋脚工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和５年５月８日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
盛岡医療センター院長　木村　啓二

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　03

○第 01101 号（№01101）

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　導入計画物品及び数量　病院情報システム一式及びシステム保守業務委託

⑶　調達方法　購入

⑷　導入予定時期　令和５年度

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

①　本システムは、独立行政法人国立病院機構盛岡医療センターにおける診療業務及び経営管理業務を統合的に支援するためのもので、電子カルテ・オーダリングシステム・部門システム（医事会計システム、看護支援システム、臨床・細菌・病理検査システム、放射線管理システム、リハビリシステム、栄養管理システム等）の業務全般にわたり統合的に管理できるシステムであること。

②　本システムは、患者基本情報、診療情報、画像情報等を円滑に交換でき、そのために必要な国際的な標準規格に準拠した通信規格、データ形式を提供できること。

③　本システムは、要求機能を達成するために十分なデータ処理機器、端末、ネットワーク等を有すること。

④　本システムは、各部門で使用している医療機器及びシステムに対するインターフェースできること。

⑤　本システムのうち、病院業務に不可欠なシステム等は24時間、無人であっても自動稼働し、安全且つ容易に運用できること。またシステム障害対策が十分になされていること。

⑥　利用者による権限を設けるなど、データアクセス権が設定可能であること。また、プライバシーの保護及びセキュリティ対策が十分なされていること。

⑦　本システムは、病院経営、診療業務を高度に支援するため、最新技術に基づくこと。また、操作性等は十分に業務に対応できること。さらに各種データの二次利用が容易に可能であること。

⑧　本システムに関する保守は、安全稼働のため24時間リモート監視する等、素早い障害対応が可能であること。

２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　令和５年６月７日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒020―0133 岩手県盛岡市青山１丁目25―１　独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター企画課長　木山　博隆　電話019―647―2195